

“みんなで子育て”のまちへ

子ども・子育て支援新制度 来年4月からスタート!

幼稚園や保育所などの利用方法が変わります

少子化や子育ての負担増、待機児童など子育てを取り巻く課題を改善し、すべての子どもたちが健やかに成長する社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これに基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートし、幼稚園や保育所の利用手続きなどが変わります。

《詳細》

子ども・子育て新制度準備室 ☎50-5101

▶子ども・子育て支援新制度
すくすくジャパンシンボルマーク



新制度のポイントとは?

◆「認定子ども園」の普及

幼稚園と保育所のほかに、両方の良いところを一つにした「認定子ども園」の普及を図ります。
認定子ども園とは?
(平成27年度は、室蘭市には設置されません)

就学前の子どもを保護者の就労に関係なく受け入れ教育と保育を一体的に行う機能と、地域の子育て家庭を対象に子育て相談や親子の集いの場を提供する機能の2つを併せ持つ施設です。



◆教育・保育の「質」と「量」の向上

3歳児に対する職員配置の改善や小規模保育の体制の強化など、人的配置の充実を図る質の高い幼児期の教育・保育の提供や、認定子ども園の設置促進、「地域型保育事業」の導入など、保育の量的拡充を推進します。

地域型保育事業とは?

(室蘭市での実施時期は未定)
少人数の単位で、0歳から2歳までの乳幼児を預かる事業のことで、預かる人数などにより、次の4つに分類されます。

・家庭的保育

家庭的な雰囲気の下で少人数(定員5人以下)を預かる事業

・小規模保育

定員6〜19人を対象に、家庭的保育に近い形で預かる事業

・事業所内保育

会社など事業所内の保育施設で、従業員の子どもと一緒に地域の子どもを預かる事業

・居宅訪問型保育

障がい・疾患などで個別のケアが必要な子どもを保護者宅で1対1で預かる事業

◆子育て支援の拡充

すべての子育て家庭のために、放課後児童クラブや一時預かり、身近な所で子育て相談ができる子育て支援拠点などの「地域子ども・子育て支援事業」を拡充します。

市内の主な地域子ども・子育て支援事業

・放課後児童クラブ・スクール児童館

就労などで、保護者が昼間いない家庭の小学生を預かる事業

・一時預かり

普段は家で育児をしている保護者などの一時的な就労、病気、リフレッシュなどの際に、指定の保育所などで就学前の子どもを預かる事業

・地域子育て支援拠点

子育て支援センターやつどいの広場「サンキッズ」など、相談や子育ての仲間づくりの場を提供する事業



すくすく
ジャパン!



何が変わるの？

新制度が始まると、「給付のしくみ」「利用の手続き」「利用料金」が変わります。

◆給付のしくみ

今まで幼稚園や保育所などには、保護者が負担する保育料以外に、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省から道や市を通じて、施設運営に必要な費用が給付されていました。新制度では、幼稚園での幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を個人の権利として保障する観点から、これらの施設を利用した場合に共通のしくみで給付が受けられるようになります。

なお、この給付は確実に教育や保育に必要な費用に充てるため、保護者への直接給付ではなく、市を通じて新制度に移行する幼稚園や保育所に支払うしくみになります。

◆利用の手続き

新制度に移行する幼稚園や保育所への申し込みとは別に、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けるための申請が必要になります。手続き方法は、施設によって、また新規利用か継続利用かによって異なります。

なお、市内には、平成27年度に移行する幼稚園がないため手

続き方法は変わりませんが、市外の幼稚園に入園希望で、その幼稚園が新制度に移行する場合は、支給認定を受けるための申請が必要になります。

◆利用料金

新制度に移行する幼稚園や保育所の利用料金は、所得に応じた負担として国が定めた水準を上限に市が決定します。平成27年度の利用料金は、決まり次第お知らせします。

・新制度に移行する幼稚園

保護者の所得が同じ場合、原則どの幼稚園も一律の料金になります。

・新制度に移行しない幼稚園

従来どおり利用料金は各園が設定し、市から就園奨励費補助金が交付されます。

・保育所

保護者の所得が同じ場合、どの保育所でも一律の料金ですが、保育短時間（1日8時間までの保育）の料金は、保育標準時間（1日11時間までの保育）の料金から17%程度減額する予定です。



幼稚園・保育所の 手続きは？

◆支給認定

新制度に移行する幼稚園や保育所を利用する場合、新たに「教育・保育の必要性に応じた支給認定」が必要になり、保護者は市に申請しなければなりません。支給認定は、年齢や教育・保育の希望別により左記の3つの区分に分かれ、利用できる施設も異なります。

◆手続きの流れ

私立幼稚園の入園手続きの方法は、それぞれの幼稚園が新制

度に移行するかどうかで異なります。

平成27年度は市内のすべての幼稚園が新制度に移行しないため、手続きの方法は変わりません。保育所については認可保育所（次ページ参照）はすべて新制度に移行するため、平成27年度から手続きの方法が変わります。

手続きの詳細は、次ページに掲載しています。

※平成28年度以降に新たに認定こども園や新制度に移行する幼稚園がある場合は、随時、広報むろらんなどでお知らせします。

教育・保育の 必要性に応じた支給認定

認定の区分によって、利用できる施設が異なります。

区分	対象の子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で 教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で 保育の必要な子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で 保育の必要な子ども	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

※2・3号認定については、保護者の就労時間などで1日の保育利用時間が2つに分かれます。

- ・保護者の就労時間が月120時間以上
→利用は1日11時間まで(保育標準時間)
- ・保護者の就労時間が月60時間以上120時間未満
→利用は1日8時間まで(保育短時間)



すくすく
ジャパン!



入園・入所手続きの流れ

私立幼稚園

入園手続きについては、各幼稚園が新制度に移行するかどうかで異なります。

●新制度に移行しない場合⇒手続きなどは変わりません

平成27年度は市内のすべての幼稚園(下記一覧表)が新制度に移行しません。

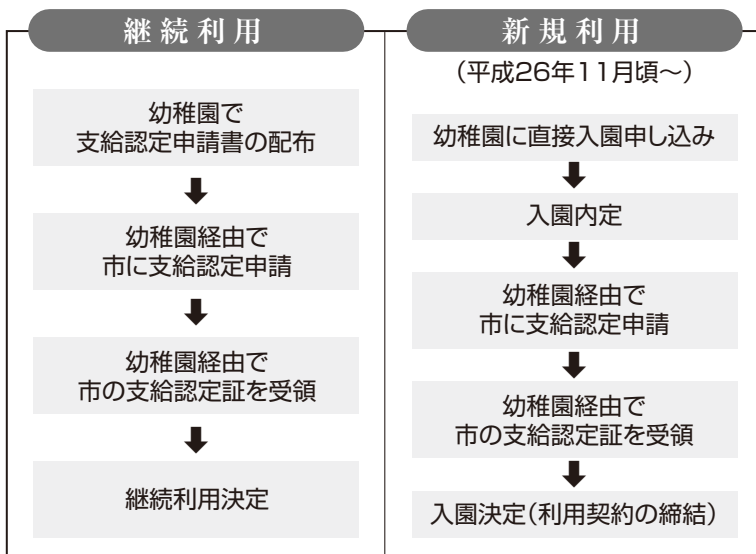
- ・支給認定申請…必要ありません
- ・保育料など…各園が設定するため、保護者の所得に関係なく、幼稚園ごとに異なります
- ・就園奨励費補助金…従来どおり交付されます

●新制度に移行した場合⇒手続きなどが変わります

市内の幼稚園は平成27年度は移行しませんが、今後、移行を予定している園もあります。また、市外の幼稚園に入園希望で、その幼稚園が平成27年度に新制度に移行する場合は下記のように変わります。各幼稚園に確認した上で手続きしてください。

- ・支給認定申請…新規・継続に関わらず、新たに申請が必要です
- ・保育料…所得に応じて市が設定します
- ・就園奨励費補助金…交付されません

幼稚園	住所	電話番号
清泉幼稚園	祝津町3-10-7	27-5444
すみれ文化幼稚園	母恋南町2-11-9	25-6611
室蘭幼稚園	御前水町2-8-19	23-2554
室蘭美園幼稚園	東町1-20-23	43-3130
室蘭中島幼稚園	中島本町1-9-6	44-1870
室蘭めばえ幼稚園	知利別町2-15-15	44-2388
八丁平美園幼稚園	八丁平5-47-1	41-3456
ベネディクト幼稚園	高砂町3-7-7	46-2525
文化学園大学附属幼稚園	高砂町3-11-50	44-0566
桜ヶ丘幼稚園	港北町2-26-30	58-3265
ピノキオ幼稚園	白鳥台2-4-2	59-2295



認可保育所

すべての認可保育所(下記一覧表)が、平成27年度から新制度に移行するため、手続きなどが変わります。

- ・支給認定申請…新規・継続に関わらず、新たに申請が必要です
- ・保育料…従来どおり所得に応じて市が設定します

	保育所	住所	電話番号
公立	祝津保育所	港南町2-4-13	24-7878
	中島保育所	中島本町2-5-3	44-3793
私立	常盤保育所	栄町2-6-16	22-3887
	みどり保育園	母恋北町1-16-5	22-6296
	双葉保育所	大沢町2-16-4	44-3612
	東町保育所	寿町1-11-5	44-3413
	楽山保育園	宮の森町1-6-16	45-4215
	ほくと保育園	高砂町3-11-48	45-8100
	港北保育所	本輪西町3-33-1	55-2200
	白鳥保育所	白鳥台2-8-3	59-2570

